

院内感染対策指針

聖ヨゼフ医療福祉センターにおける院内感染防止について本指針を定める

第1条 本指針作成の目的

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな究明、制圧、収束を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう指針を作成する。

第2条 院内感染対策基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染発生時の適切な対応等について施設における感染予防対策耐性を確立し、適切かつ安全で質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう感染症マニュアルおよび社会的規範を遵守するとともに、適正な感染対策の取り組みを行う。

第3条 感染予防委員会の設置及び運営・管理

- (1) 院長を委員長とし、各専門職代表を構成員として組織する感染予防委員会(以下、「委員会」という)を設け、毎月1回 第3火曜日 16時20分に定期的に委員会を開き、院内感染対策を行う。また、緊急時は臨時に委員会を開催する。
- (2) 当委員会は、次の内容について協議・推進を行う。
 - ①院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し。
 - ②院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知。
 - ③年2回の職員研修の企画・開催および新規採用者に対する研修の実施。
また、必要に応じて随時開催する。研修の実施内容・開催結果・参加実績を記録し保存する。
 - ④年2回の実際に感染症が発生した場合を想定した訓練の実施。
訓練の実施内容・開催結果・参加実績を記録し保存する。
 - ⑤院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案する。
また、改善策について全職員に周知徹底を行い対応に当たれるよう指揮する。
- (3) 委員は、職種・職位当にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できるものとする。
- (4) 委員会の構成委員
委員会は以下の委員をもって構成する。
 - 1) 院長 2) 診療部長 3) 感染対策医師 4) 事務部長 5) 看護療育部長
 - 6) 薬剤師/臨床検査 7) 管理栄養士 8) 各病棟科長 9) 生活介護棟主任
 - 10) ひばり学園主任 11) リハビリテーション科科长または主任 12) 施設管理
 - 13) 相談課主任 14) 訪問看護ステーション主任
- (5) 委員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外の内容、個人名は当委員会及び院長の許可なく第三者に公開してはならない。

第4条 平常時の対応

(1) 利用者の健康管理

- ① 既往歴の把握
- ② 日常観察、体調把握
- ③ 体調、様子についての申し送りの徹底
- ④ 医師の指示に従った定期検査の実施および必要時臨時検査の実施

(2) 職員の健康管理

- ① 入職時の感染症、肝炎の抗体検査の実施
- ② ワクチン接種の必要性を説明するとともに接種の推奨
- ③ 出勤前出勤後の体温測定・健康観察
- ④ 体調不良時の申請方法を周知
- ⑤ 感染対策に対する教育、指導
- ⑥ 必要に応じた検査の実施

(3) 標準予防策

- ① 院内感染防止マニュアルに沿った標準予防策(スタンダードプリコーション)の実施、徹底
- ② 入職時の研修の実施

(4) 衛生管理

- ① 環境整備(毎日のベッド周囲の環境整備・週1回のシーツ交換)
- ② 換気の実施(換気扇は常時ONにしておく、換気扇がない場合は常時換気を行う)
- ③ 医療廃棄物の適切な処理の実施
- ④ 食品衛生
 - ・食品の入手、保管状況の確認、評価
 - ・調理工程の衛生状況を確認、評価
 - ・環境調査、検便の結果の確認
 - ・調理職員の衛生状況の確認
 - ・衛生的に調理できるよう教育・指導

第5条 発生時の対応

(1) 発生状況の把握

- ① 感染者及び感染疑い者の把握、情報の共有
- ② 施設内全体の感染者及び感染疑い者の発生状況の調査、把握

(2) 感染拡大の防止

- ① 状況に応じスクリーニング検査を実施
- ② 感染者は隔離を行い、感染疑い者は自室隔離とし他の利用者との接触を防止する
- ③ 院内感染防止マニュアルに沿った対策の実施
- ④ ゾーニングの実施
- ⑤ 職員へ感染者及び感染疑い者の対応方法、PPEを確認し周知徹底、指導を行う
- ⑥ スタンダードプリコーションの再徹底、指導
- ⑦ ウイルスや細菌に効果的な消毒液の選定、消毒の実施
- ⑧ 感染者及び感染疑い者と接触した職員等の確認、体調観察
必要に応じスクリーニング検査の実施

(3) 保健所、行政関係機関との連携・報告

- ① 下記に掲げる感染症を診断した場合は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法という。)に基づき、直ちに京都市に届出を行う。(同法第 12 条に基づく届出が義務)

＊届出様式については京都市ホームページよりダウンロードする
(「京都市 感染症 届出」で検索)

- ・感染症法における一～五類感染症の患者または無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者

連絡先：京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生センター 感染症対策担当

＊休日・夜間(17:00～翌 8:30)

北区役所

- ・院内で 10 名以上の集団感染を疑う場合

連絡先：京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課

＊休日・夜間(17:00～翌 8:30)

北区役所

② 食中毒が疑われる場合

連絡先：京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生センター 北東部ブロック

＊休日・夜間(17:00～翌 8:30)

北区役所

＊①～③のいずれの場合も障害保健福祉推進室へ連絡する。

連絡先：京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室

第 6 条 関係者への連絡

院内感染発生時は、その状況及び入所者への対応等を院長に報告する。

また、必要に応じて委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために職員への周知徹底を図る。

- (1) センター内での情報共有連絡網の整備と実施
- (2) 利用者家族や後見人との情報共有体制の整備と実施
- (3) 出入り業者との情報共有体制の整備と実施

第7条 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 院内感染およびアウトブレイク発生時は、発生部署もしくは検査室より速やかに、感染予防委員会へ報告する。発生状況および患者状態、対策実施状況を把握し、院長に報告する。情報収集した結果は感染予防委員会にて報告、各部署へ周知する。
- (2) 迅速に現場の状況を確認し、発生の原因を究明し、適切な対策のもと終息を確認し、感染予防委員会にて報告、各部署へ周知する。
- (3) 報告すべき感染症や重大な院内感染事例等が発生した場合は、京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課または京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生センター 北東部ブロックに報告・相談を行う。

第8条 院内感染対策に関する指針の見直し及び閲覧に関する基本方針

- (1) 感染防止推進のため、本指針の見直しを継続して行う。
- (2) 本指針は、当センターで使用するマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧できるようにするほか、利用者およびご家族等が自由に閲覧できるようにセンター内およびホームページに掲載する。

第9条 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 感染防止のための本指針・院内感染予防マニュアルの見直しを継続して行い、改定内容については職員への周知を速やかに行う。
- (2) 職員は、麻疹・風疹・水痘・ムンプス、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスの抗体価測定を実施し、免疫がない場合は予防接種の推奨・実施を行う。

平成20年1月作成
平成24年9月18日改定
平成27年11月17日改定
平成30年4月17日改定
平成31年4月1日改定
令和4年8月1日改定
令和5年7月1日改定
令和6年7月1日改定
令和7年4月1日改定